

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の非該当一覧表

原則		非該当	非該当の理由
原則 6	(注3)	非該当	当社は保険商品および金融商品の組成に携わることがないため、本原則は対象としていません

掲載・更新年月日:

2023年5月24日